



▲玄関の柱や壁などにも秋田杉が使われています。



▲児童用の玄関と教室棟

昨年六月から建設工事の行われていた糸迦内小学校教室棟と給食棟が予定よりも早く完成し、三学期から新校舎で授業が開始されました。新しい校舎は、五億九千万円で旧校舎のわきに建設したもので、鉄筋コンクリート造り三階建て、延べ床面積四千平方㍍。教室や廊下、玄関などには秋田杉や銅板などがふんだんに使われています。また各教室隣りにはオーブンスペースも設けられており、児童たちは明るく暖かい教室でのびのび勉強しています。なお、六十二年度は管理棟や体育館の建設を予定しています。



►七百人分の給食を作ります。



►ジュークタン敷きのオープンスペース

申告相談日程			
期日	受付相談区域 (行政区町内別)	会場	
2月 12(木)	午前 大滝1区・2区、道目木 午後 下町、中町、上町、上新町	十二所 公民館	
13(金)	午前 軽井沢、浦山 午後 別所、猿間		
14(土)	午前 曲田、沢尻 午後 葛原、平内	矢立 公民館	
16(月)	午前 岩本、清水川、橋桁 午後 松原、寺の沢、陣場		
17(火)	午前 中羽立、長走、日景温泉 午後 白沢	花岡 公民館	
18(水)	午前 本郷上、繫沢、土目内、泉田、桜町 午後 本郷下、猫鼻、大森団地、柏田		
19(木)	午前 二井山、観音堂、鳥内、長森、白根山、泉田・花岡の各団地 午後 十三森、大森、神山、姥沢、神山社宅、前田	二井田 公民館	
20(金)	午前 町、中台、下川原 午後 高村、杉沢、小坪川原、本宮		
申告時間 { 午前…9時30分から12時まで { 午後…1時から4時まで }			
◆申告相談の問い合わせ先 税務課民税保険税係 ☎49~3111 内線230、231			

# 新しい校舎で二学期がスタート

糸迦内小学校

## 2月4日から市県民税申告相談

六十二年度の市県民税の申告相談が二月四日から始まります。申告書と印鑑、証明書などを持参のうえ指定された日に各会場へおいでください。

市県民税の申告については、前号でお知らせしましたが、市県民税の申告と所得税の申告とは次のような違いがあります。

◆給与所得者で給与所得以外の所得が20万円以下の方 確定申告の必要はありません。

◆退職所得のある方 確定申告の必要はありません。

市県民税——給与所得以外の所得も給与所得とあわせて申告してください。

◆源泉分離課税の配当所得のある方 確定申告の必要はありません。

退職所得については、原則として分離課税が行われ特別徴収の方法で徴収されますが、分離課税の行われなかつた退職所得のある方は市県民税の申告書を提出しなければなりません。

●市県民税——六十一年に源泉分離課税の配当所得があつた方は、市県民税の申告が必要です。

●所得税——確定申告は受けた場合、源泉分離課税の適用を受けた場合、確定申告の必要はありません。

●所得税の確定申告は、2月16日～3月16日

・所得税——配当所得(証券投資信託の収益の分配にかかる配当所得は除く)のある方で、

所持税で源泉分離課税の適用を受けた場合は、確定申告の必要はありません。

●市県民税——六十一年に源泉分離課税の配当所得があつた方は、市県民税の申告が必要です。

●所得税——六十一年に源泉分離課税の配当所得があつた方は、市県民税の申告が必要です。

●所得税の確定申告は、2月16日～3月16日

●土地や建物を売却した方

●給与所得がある方で、

●パート・賃駐車場のある方

◇家庭教育相談日 每週月曜日 9時～16時、会場・市役所会議室  
◇交通事故相談日 2月10、17、24日10時～15時 会場・市役所会議室  
◇国税相談日 2月25日10時～16時、会場・市役所会議室